

中途半端な悪気のない自信こそが重大 事故につながり、子どもを傷つける

(外食で事故にあった子の母親の言葉)



NPO法人アレルギーを考える母の会 園部まい子

平成27年2月26日 (公財)食の安全・安心財団

「母の会」の紹介

「母の会」はアドボカシー団体です

周囲の理解が得られず、孤立してアレルギーに苦しんでいる患者さんを守り、健康回復に寄与するために……

- 相談活動：一人を大切に、共感と励ましを送り、適切な医療や学校・園・行政によるサポートへの橋渡しを行います
- 講演会・学習懇談会活動：羅針盤となる「治療ガイドライン」をとともに学び、自ら治療に取り組むアドヒアランスを育て、自己管理を可能にします
- 調査・研究、提言活動：建設的で具体的な提案と協力を惜しまず、アレルギー患者を支える仕組みづくりを働きかけます

江藤隆史先生、赤澤晃先生、読売新聞医療
情報部・野村昌玄記者、園部（右から）

講演会の様子



はまぎんホール
ヴィアマーレ(横浜
銀行本店ホール
平成23年10月)



顧問・西間三馨先生
(日本アレルギー学会前理事長)

正しい理解のための信頼情報

「母の会」も作成に協力



患者委員として「母の会」事務局長
が企画・執筆に携わり作成（200
8年 日本小児アレルギー学会）

厚生労働科学研究班が作成するHPに、患者に分
かりやすい説明文を執筆、標準治療で寛解した患児
（者）の事例を紹介するなどして参画（2010年）

アトピー性皮膚炎に関する情報 TOP >

TOP

標準治療の3本柱

入浴と保湿のスキンケア

炎症を抑える薬物治療

悪化因子探しと対策

標準治療の治療成果

アトピー性皮膚炎の標準治療

ていねいなスキンケアと正しい薬物治療で
きれいな肌を取り戻そう！

湿疹や痒みを伴い、
大人から子どもにまで起きる
アトピー性皮膚炎。
快適な生活を送れるよう
効果的な治療法について
詳しく説明します。

▶ アトピー性皮膚炎の
標準治療とは
—— 標準治療の説明 ——

▶ 入浴とスキンケア

▶ 炎症を抑える薬物治療

▶ 悪化因子探しと対策

▶ 標準治療の治療成果

監修: 九州大学大学院医学部皮膚科学教授 市江雅隆
監修: 国立成育医療研究センターアレルギー科部長 大光幸弘
監修: 国立成育医療研究センターアレルギー科 二村康樹

協力: 特定非営利活動法人 アレルギーを考える母の会
代表理事 園崎まり子、長岡 聡

2 / 22

神奈川県との協働・委託で研修を実施

(平成21年度から)



会場では真剣な質疑も行われる



本物の「エピペン」を使った実習も

研修を受けた教職員は、
これまで計1万3千人超



写真は「平成25年8月 開港記念会館(横浜)」

講師

今井孝成先生(昭和大学医学部小児科講師)など

被災地でも研修会

これまでに52回、2,800人が参加。写真は
昨年12月、岩手県山田町での研修会

○出席者は教育長、教育次長、教諭、保育所長、保育士、医師など90人



全員が「エピペン」トレーナーを
使って実習(町中央公民館)



講師は浜松医科大学小
児科講師:福家辰樹先
生(町保健センター)

県立山田病院仮設診療所と交流、平泉副院長の訪問診療にも同行

「母の会」がかかわった事例から①

表示義務のある「加工食品」 にも課題が

表示義務違反の事例。小学生が救急搬送され入院したのに、「指導」で表示を直させただけ。被害者には何の説明もなかった保健所、企業の対応



もしこれが交通事故だったら、これで済む？

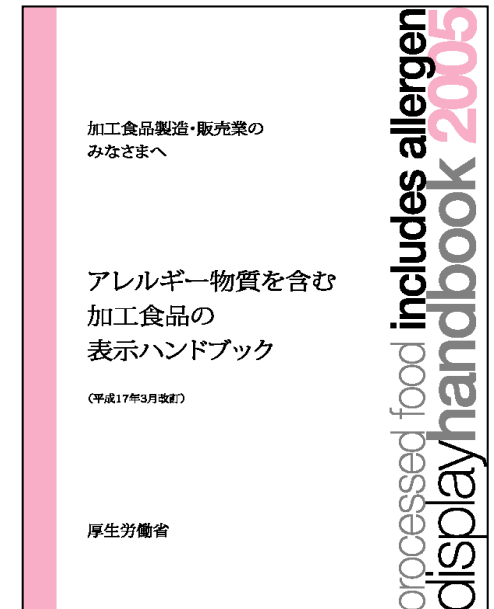
「アレルギー表示」の問題点

(1) 被害を受けた当事者への対応が不十分

- ・わが子の命が危険にさらされた時、保護者は「自分に落ち度があつたのでは」と責め、何より「何でこんなことになったのか」、その原因を知りたい
- ・しかし制度は、当事者に情報を提供するシステムにもなっていない。患者の不安、恐怖、症状の重篤さを理解しない姿勢が、「表示を直せばいい」という対応を招いている

(2) 表示の実効性が確保されていない

- ・「表示義務」化から、当時で7年近くたったが、事業者への周知が徹底されていない。その結果、「大手業者はともかく、中小の事業者は信頼できない」と指摘せざるを得ない現状



「アレルギー表示」への改善提案

(1) 患者への情報提供などを義務化すべき

- ・「誰のための表示か」の基本を重視し、①健康被害を招いた事例では原因特定のための検査実施 ②違反事例の公表 ③被害を受けた当事者への情報提供を義務化すべき

(2) 違反事例は、再発防止へ積極的に行政処分を

- ・企業のコンプライアンスを高め違反を抑止するために、保健所職員、食品会社のリスクマネージャーに対する研修義務化を
- ・重篤な健康被害を招いた事例については、食中毒と同様の対応が必要。食品衛生法に基づき、再発防止へ向けた改善措置を徹底させる行政処分を積極的に(罰則ではない)

厚生労働省と話し合い(当時の表示担当)

(平成20年10月)

- ・医薬食品局食品安全部基準審査課
- ・医薬食品局食品安全部監視安全課

Q: 保健所の対応に地域によって差があるのではないかな？

A: バラツキがあるかもしれない

Q: 全国の運用の実態を調べるべきではないかな？

A: 違反があった時、その内容について報告を受け公表するが、どう対応したのかは報告を求めている。運用を調査しようにも自治体が報告してくれる保証がない状況では難しい

Q: 全国所管課長会議などで具体例を通して積極的な運用を徹底してほしい

A: 前向きに検討したい

もしこれが自分の子だったら、納得できますか？

通知「表示制度の徹底について」

- 重篤なアナフィラキシーショック症状を起こした場合には死にいたる可能性があり、表示制度は不可欠である
- 有症苦情の対応では遺漏のないよう特段の対応をすべき
- 特定原材料の究明に当たっては、既通知の方法に従って検査を実施する
- 調査の結果および措置事項については患者等に十分に説明すること

監視安全課

「食品衛生監視員の意識に『食物アレルギーの人は特殊な人、個人で防衛するもの』という考え方があり、食中毒と同じレベルまで意識が向上していないのが実情」

食安監発第1128002号
平成20年11月28日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

加工食品のアレルギー表示制度の徹底について

標記については、平成13年3月21日付け食企発第2号・食監発第46号「アレルギー物質を含む食品に関する表示について」等により、アレルギー表示に関する食品の調査における留意事項を通知しているところです。

今般、別添のとおり、保健所の対応に問題があったと指摘された事例及び食品の原材料表示をすべきところ、注意喚起表示で対応していたことで喫食し発症した事例がありました。

近年、乳幼児から成人に至るまで、食物アレルギーの症状を起こす人が増加しており、重篤なアナフィラキシーショック症状を起こした場合、対応の遅れから死に至る可能性があることから、アレルギー物質を含む食品の表示制度は、アレルギー症状を有する人にとっては不可欠のものです。

については、本制度の趣旨を十分に考慮した上で、アレルギー表示の監視指導の際には適切かつ厳格に対処いただくとともに、有症苦情の対応にあっても遺漏のないよう特段の対応をお願いします。

記

- 1 アレルギー表示に係る監視指導
平成13年3月21日付け食企発第2号・食監発第46号に基づき、食品等事

納得できなければ直接、厚生労働省に連絡を(当時) (平成21年4月から)

○都道府県を通じて情報収集していた体制から国が直接に情報収集、必要があれば自治体に対応を指導する体制に

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム 窓一覧 よくあるご質問 サイトマップ English

文字サイズの変更 小 中 大 検索

ご覧の施策内容について多くの皆さまのご意見をお待ちしております。 [意見を送信する](#)

Food Safety Information ENGLISH

食品安全情報 ～食品の安全性の確保を通じた国民の健康の保護のために～

輸入食品 | 食品添加物 | 食中毒 | 残留農薬等 | 遺伝子組換え食品 | 健康食品 | 器具・容器包装・おもちゃ | HACCP | BSE | 汚染物質 | その他

▶ 報道発表資料

食品健康被害情報メール窓口

情報提供はこちらをクリックして下さい。 食中毒被害情報管理室 電話 03-3595-3405

▶ パブリックコメント ご意見募集

▶ 食品の安全に関するQ&A

▶ 食品関係用語集

▶ パンフレット

写真提供: 内閣広報室

重要なお知らせ ノロウイルスによる食中毒に注意しましょう(ノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒の予防について)

緊急情報 [食品衛生法に違反する食品の回収情報はこちら](#)

過去の情報

「母の会」がかかわった事例から②

ホテルなどの「アレルギー対応」の課題

義務表示でも課題がある
のに、義務でもない情報
を患者が信じた結果…

**こんな事態があらゆる
施設で起こりうる！**



アナフィラキシーは急激に症状が進む。蕁麻疹、腹痛、咳込み、呼吸困難などの症状が出る。

「先生、苦しい…息ができない…
今すぐ、エピペンを打って！
早く！ 助けて…！」



患者の口コミで「しっかり対応してくれる」という
兵庫県内の〇ホテル(平成〇〇年9月)



〇評判を聞き、当時6歳のM子ちゃん(乳、卵、小麦、魚類を除去。アナフィラキシーの既往あり)が、初めてのホテル泊。事前の打ち合わせで、ホテル側は自信満々、「対応します」「乳、卵、小麦を使わないパンを用意します」と回答

〇ところが当日、出されたパンは見た目に普通のパン。そこで何度も従業員に確認すると、「大丈夫です」という

〇「そこまで言うなら」と食べさせたところアナフィラキシーショックに。救急搬送し入院。本人・家族はショックを受ける

○ホテルとの話し合いで分かったこと



- 打ち合わせしたホテルの担当者は当日、休み。M子ちゃんの対応についても、全く引き継がれていなかった
- 従業員の意識も、「私の子も食物アレルギーだったけど小学校になったら食べられるからね」という程度
- 「中途半端な悪気のない自信こそが重大な事故につながり子どもを傷つける」「食物アレルギーに対応するといいいながら、当事者の申告・希望に全く対応しておらず、一歩間違えば命を落としかねなかった。原因は経験だけで根拠もない中途半端な認識と判断」(お母さんの言葉)

東京の〇ホテル(平成〇〇年7月)

〇「いつも除去食を作るお母さんを休ませてあげよう」と、家族で「対応できます」というホテルに宿泊

〇小麦、乳、卵アレルギーのN子ちゃん(3歳)。事前の打ち合わせで、「バイキング料理の成分表を渡し、選んで食べる」ことに

〇ところが実際には、使っていないはずの小麦、乳を使ったピラフなど、成分表と違う料理があった

〇選んで食べていたものの、途中から「舌がピリピリする」と言い出し、20分後には意識を失うアナフィラキシーショック状態、救急搬送され入院



○ホテルとの話し合いで分かったこと

○ホテル側は、「成分表を渡して選んでもらうことで食物アレルギーの対応は可能」と考えていた

○結局、何が原因だったのか判明しなかったが、レストランが、お皿やトングの使い方、従業員の“手”を介して容易に「混入」が起こることまで注意していなかったことが原因と推測された

○母親が救急車を要請した時、ホテル側に「食物アレルギーの症状で、呼吸がおかしく命が危ない状態」と伝えたのに、到着した救急隊のメモは、「詳細不明、通報のみ」となっていた



ホテルなどの「アレルギー対応」の状況

- 食物アレルギーが社会的に認知されてきたのに伴い、「食物アレルギーに対応」「表示している」というホテルやレストラン、ファストフード店などが増えてきた
- 外食店やホテルの「対応」「表示」は、任意、善意で行われている。食物アレルギーの病態や症状、適切な対応に十分な理解があるとはいえない
- 「中途半端な悪気のない自信こそが重大な事故につながり、子どもを傷つける」(M子ちゃんのお母さんの言葉)
- 患者が安易に信じてしまうのは危険

*** 二つのホテルは事故後、専門医による職員研修を実施**

外食等でのアレルギー情報提供の課題

- 提供されるアレルゲン情報の内容と、その“精度”
- 提供されるアレルゲン情報が“本当にそうである”ことを、患者はどのように確認できるのか
- 実際の食事などの提供にはコンタミ防止など、調理場・器具、対応する人の理解にも課題がある
- 提供内容の実効性を担保する研修や、少なくとも、万一の事故に対応できる知識をもつべきではないか

皆さんに、知っておいて
いただきたいこと



2011年7月1日(釜石市内)

患者にとって今のアレルギー医療は

“くじ引き”のようなもの

**たまたま受診した医師で、人生が
大きく左右されてしまうことがある**

**一番の問題は、受けている治療が
適切なのかどうか、患者（保護者）
自身が分からないこと**

* 食物アレルギー

根拠のない食物除去
が行われています

西間三馨・日本アレルギー学会元理事長（国立病院機構福岡病院名誉院長）のコメント

「抗原強弱表には科学的な根拠がない」

東京医大式食物抗原強弱表					
	← アレルギーを起こしにくい食品		アレルギーを起こしやすい食品 →		
穀類	うるち栗、うるちぎび、稗、落米、アマランサス、キヌア、さくさく、ケアライス	白米(ゆきひかり)、ワイルドオーツ、★タピオカ、デュラムセモリナ、振アレルギー小麦、コウリヤン、白イモ	白米(こしひかり・あきたこまち等)、大麦、ライ麦、オーツ麦、ハト麦、片栗粉、ジャガイモ、サツマイモ	小麦粉(強力粉・中力粉・薄力粉)、トウモロコシ、胚芽米(3-7分米)、もち栗、もちぎび	もち米、白玉粉、玄米、麦、ハイ芽、麦全粒粉
芋類					
野菜	小松菜、パクチア、レタス、サラダ、コン、カブ、キャベツ、菜、レタス、チンゲン菜、スズシロ、スズナ、菜の花、チコリ	ピーマン、ブロッコリー、春菊、★ニンジン、★オクラ、★ピーマン、アスパラ、菊の花、チコリ	オクラ、ししとう、ノビル、ツクシ、かいわれ、金時豆、花豆、うずら豆等	青じそ、よもぎ、フキ、タマネギ、ニンニク、セロリ、ゴキウ、ホトケ、キナトウ、ゼンマイ、ラビ、きのこ類、レンコン	トマト、★ほうれん草、ごま、豆類(もやしを含む)、しょうが、そば、里芋、なす、山芋、ゆり根、たけのこ、ごぼう
魚貝肉	さより、ぎす、はたはた、メルルーサ、めじな、ふぐ、あなご、★うなぎ、あゆ、いかな、ます、やまめ、なます、はや、やまべ(おいかけ)、どじょう、なにし、とり貝、みる貝、ほっき貝、エスカルゴ、かえる肉	いしもち、おめばる、おこせ、かわはし、い、おひょう、はせ、こ、はなだい、しらう、お、さめ、めこ、あおやぎ、ムール貝、赤貝、わかさぎ、こい、うなぎ肉、馬肉	とびうお、すずき、いさぎ、むらさき、あじ、むらさき、し、い、おひょう、はせ、こ、はなだい、しらう、お、さめ、めこ、あおやぎ、ムール貝、赤貝、わかさぎ、こい、うなぎ肉、馬肉	かれい、ひらめ、かつお(ひらそうだ、まるそうだ)、いわし(煮干し)、さけ、たら、ほっけ、さわら、ぎはだ、めばち、ひんなが、あさり、はまぐり、しじみ、	黒まぐろ、さんま、にしん、いか、えび、かに、さば、かき、うに、魚・貝・肉類の干もの、たらこ・イクラなどの魚の卵類、鶏肉および卵、牛肉、牛乳、乳製品、豚肉
果物	りんご、プラム、ぶどう、ソルダム、ネクタリン、すもも	もも、洋なし、なつめ、かんかん	いちご、びわ、あんず、梅、さくらんぼ、キウイ	さくら、サボン、みかん、すいか、メロン、パイナップル、ドラゴンフルーツ、すな、あけび	オレンジ・レモンなどの柑橘類、パパイア、アボカド、マンゴー、グレープフルーツ、ナッツ類
調味料その他	自然塩、なたね油(合格品)、えごま油、りんご酢、わかめ(生、乾燥)、寒天、キノア醤油	ビート糖(グラニュー糖、アラメ)、てんさい糖、黒糖シロップ、雑穀みそ、魚しょうゆ、雑穀しょうゆ、さとうきび酢、国産のオリブ油、グレープシードオイル(米国産)、うごひじき、昆布	さとうきび(アラメ、黒砂糖、一温糖)、梅干し(しそを除く)、梅酢、米酢、米しょうゆ、麦しょうゆ、さけしょうゆ、米みそ、麦みそ、米油(PCA検査合格品)、糟油、メープルシロップ、サフラワー油、ひまわり油、綿実油(米国産)、★カレー粉	コーン油、(合格品)、はち蜜、みりんのり	化学調味料、パーム油(PCA検査合格品)、ごま油(PCA検査合格品)、カレールー

☆印のものについては過敏性の人には要注意
*乾燥果実(お油が添付してある場合もあるので要注意)

血中食物抗原特異的IgG抗体検査に関する注意喚起

平成26年11月19日

日本小児アレルギー学会食物アレルギー委員会

日本小児アレルギー学会は、食物アレルギーの原因食品の診断法としてIgG抗体を用いることに対して、「食物アレルギーハンドブック 2014 子どもの食に関わる方々へ」（2014年日本小児アレルギー学会発刊）において推奨しないことを注意喚起しています。**米国や欧州のアレルギー学会でも食物アレルギーにおけるIgG抗体の診断的有用性を公式に否定しています。**

その理由は、食物抗原特異的IgG抗体は食物アレルギーのない健康な人にも存在する抗体であり、このIgG抗体検査結果を根拠として原因食品を診断し、陽性の場合に食物除去を指導すると、原因ではない食品まで除去となり、多品目に及ぶ場合は健康被害を招くおそれもあるからです。

日本小児アレルギー学会は食物抗原特異的IgG抗体検査を食物アレルギーの原因食品の診断法としては推奨しないことを学会の見解として発表いたします。

食物アレルギー診療の変遷

経口免疫療法

食物負荷試験を基本とした
必要最小限の除去

検査結果に基づく除去食

厳格除去食療法

医師は必ずしも正しい診断をするわけではない。

（昭和大学医学部小児科アレルギー専門科講師 今井孝成先生）

食物アレルギー、血液検査結果だけで除去

神奈川県横須賀市のA・0君(小3)

07カ月の時、グラタンのホワイトソースでアナフィラキシーショック。血液検査で乳、卵、大豆、小麦、ゼラチンが陽性。除去を始める

0半年ごとの血液検査で、数値が出た食品をすべて除去。乳、卵に反応するので牛肉、鶏肉、魚卵も除去。そば、さば、ごま、えび、かにも、医師から「怪しいから止めておきましょう」と除去。いちご、オレンジも「数値が出ているから」除去。喘息も発症。母親は「何が食べられるのか」分からず、精神的にも追い詰められる

「こんな生活やっていけない」と主治医に相談。「医師を信じるか信じないかは宗教と同じ」(!)と言われ愕然、自分で専門医を探す



適切な医療と周囲の理解、 サポートで普通に暮らせる

「血液検査結果はあくまで目安です。負荷試験で本当に何が食べられないのか整理しましょう」

牛乳：微量でも×

卵：卵白は× でも卵黄は○

牛肉は○ 鶏肉も○

どんどん食べられるものが広がる

○家族の不安が減り、家庭も明るく、生活にゆとり。A君は大好きな少年野球で大活躍



「エピペン」携帯でも、市の大会でMVPに輝く大活躍

札幌市のR・Y君(3歳)

小児科、皮膚科、漢方、丹〇療法、土〇清〇病院を受診

血液検査と「食物抗原強弱表」で判断、一律の除去

(除去していた食物) 鶏卵、牛乳、乳製品すべて、えび、かに、いか、たこ、貝類すべて、山芋、長芋、里芋、こんにゃく、まぐろ、柚子、そば、キウイ、あんこ、大豆油使用品、干し芋、干しぶどう、スーパーなどで売っているお菓子

(なるべく避けた食物) 果物、油、酒、みりん、砂糖

お母さんの言葉「掃除、洗濯、無農薬、有機野菜、新鮮な魚、無添加のもの、回転食。毎日そんなことで頭がいっぱいで、ストレスと睡眠不足で過労状態、イライラ状態でした」



適切な医療に巡り合って

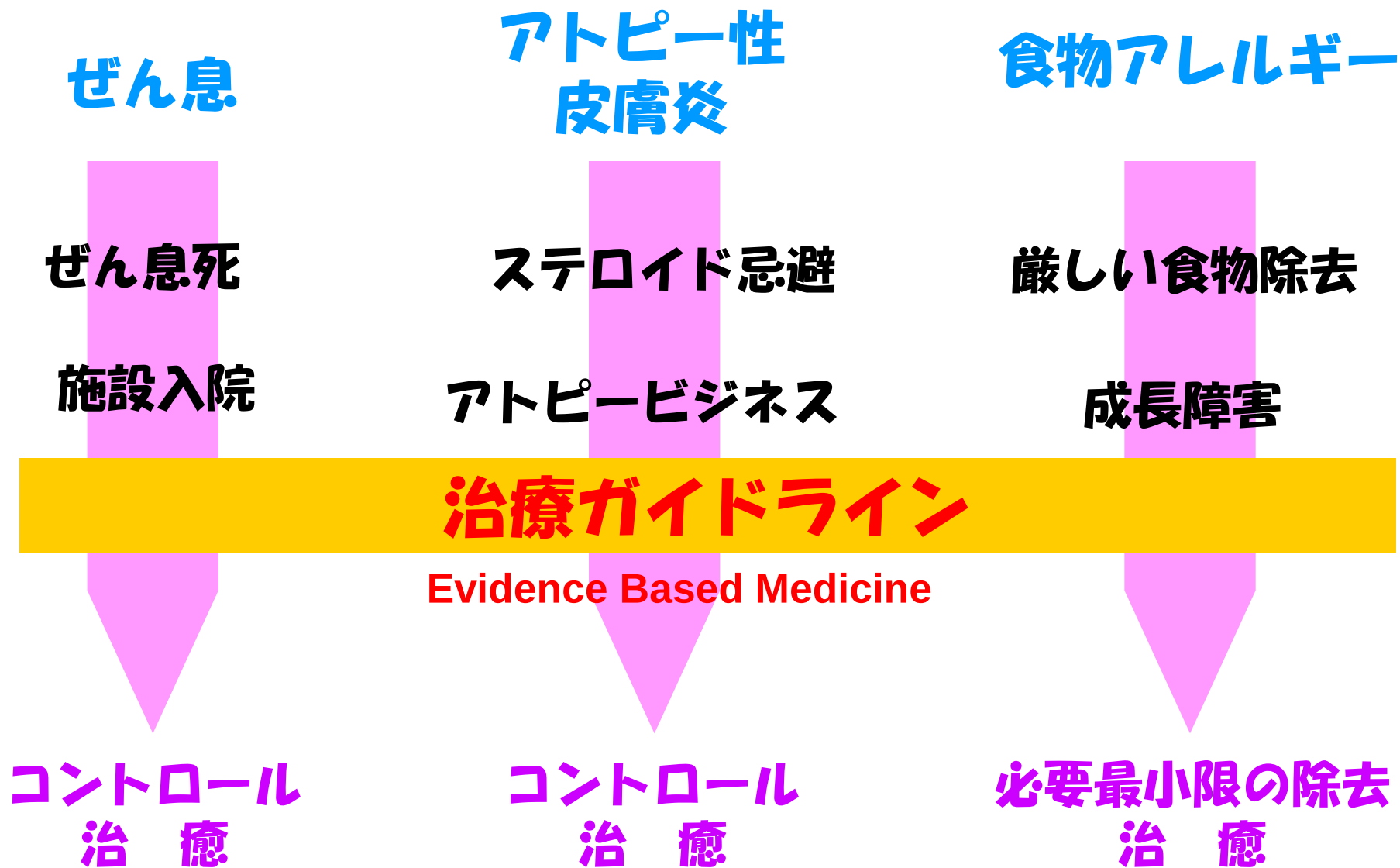
- ステロイド軟膏を適切に使い、まずアトピー性皮膚炎をコントロール。軟膏は徐々に減らしながらツルツルの皮膚を保つ
- 食物アレルギーは血液検査、ブロッックテストの結果を参考に院内で解除を進め、牛肉、鶏肉、加熱したタラコ、そば、シーチキン、里芋、果物類はすぐに解除
- 卵、牛乳、甲殻類などは、6～12カ月ごとに再検査して解除を進める予定

お母さんの言葉「人生が変わった。親子、家族が心身ともに健康で穏やかに過ごせる幸せ。入院前には考えられない普通の生活ができる。本当によかった」



退院して2年、今もお肌は
つるつる、ピカピカ

アレルギー医療は こう変わった！



「アレルギー科」なら大丈夫なの？

**○「医師免許」=車のような免許の更新なし
⇔『医学は日進月歩』なのに**

○「アレルギー科」=アレルギーに精通しているとは限らない「自由標榜制」

○日本アレルギー学会専門医

○基本はガイドラインに沿った標準治療

食物アレルギー、ステロイドをめぐる「マスコミ情報」と「アトピービジネス」

○マスコミで有名 ≠ 専門医

○マスコミで有名な治療 ≠ 標準治療

○「親切な対応」=もしかしたらアトピービジネス？

○「安易に薬に頼らない」≠安心

皆さんへのメッセージ

受診しているのに、痒みや発作で眠れないなど、症状が改善しないケースでは、成長障害を起こしたり、時には命に及ぶこともあります。適切な医療を知り、少し遠くても、アレルギーに精通した専門医を受診させましょう！

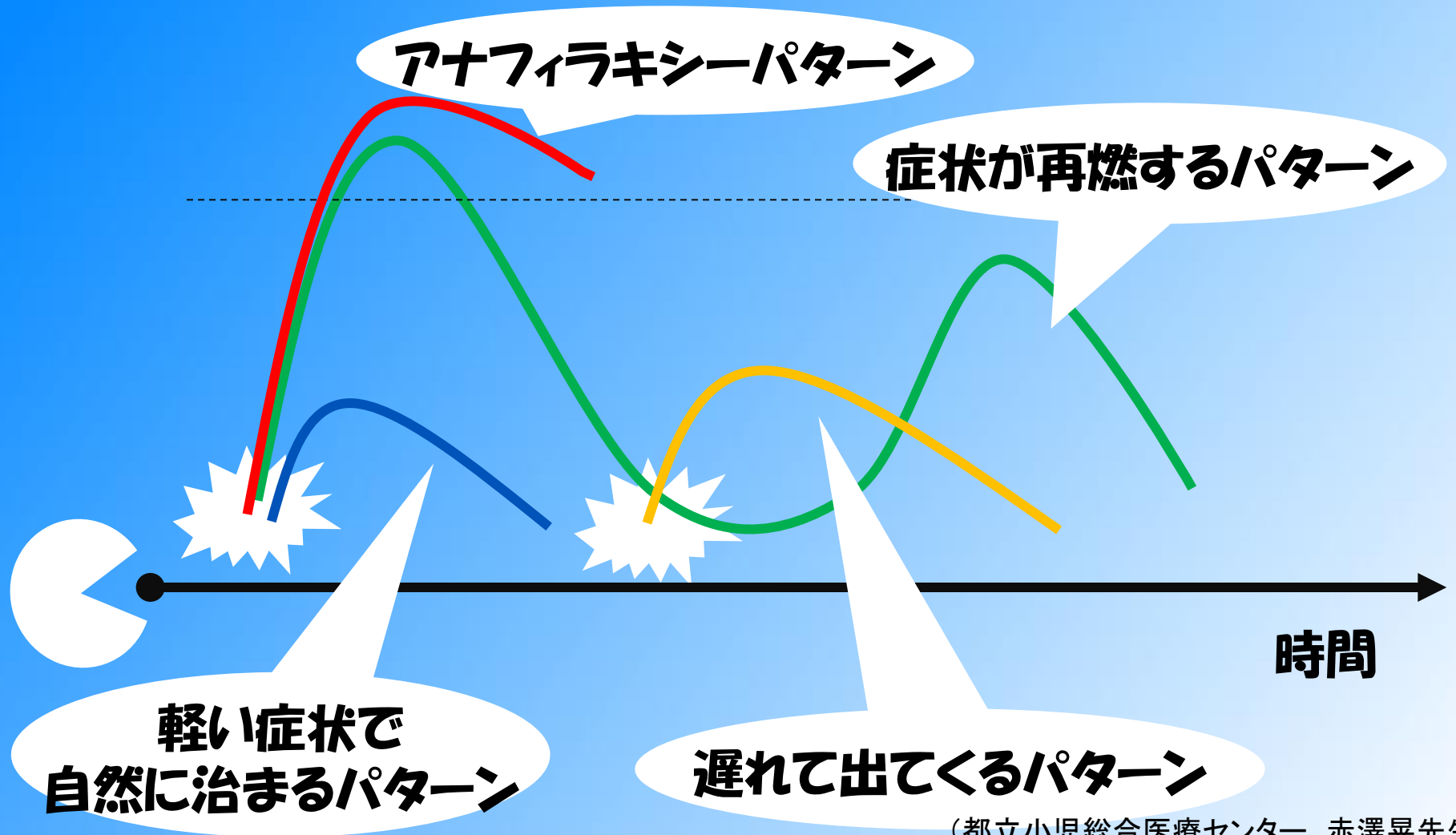
**こんな事態があらゆる
施設で起こりうる！**



アナフィラキシーは急激に症状が進む。蕁麻疹、腹痛、咳込み、呼吸困難などの症状が出る。

「先生、苦しい…息ができない…
今すぐ、エピペンを打って！
早く！ 助けて…！」

**症状の現れ方は、
人により様々！
状況(食べた量、体調、運動後など)により様々！**



どんな時に症状が出るのか

○食事中または食事の後

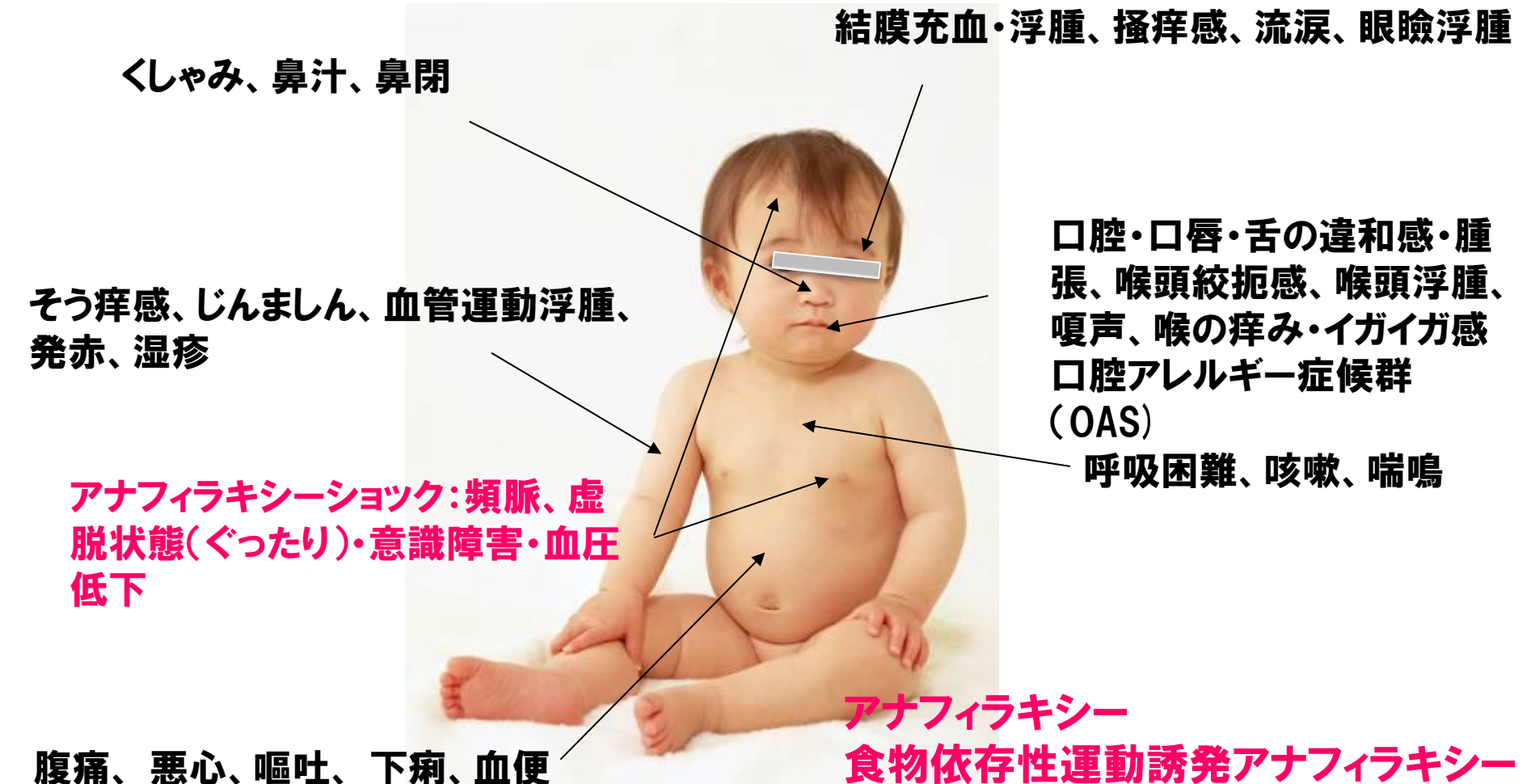
○食後に運動をした時

○アレルギーにふれた時

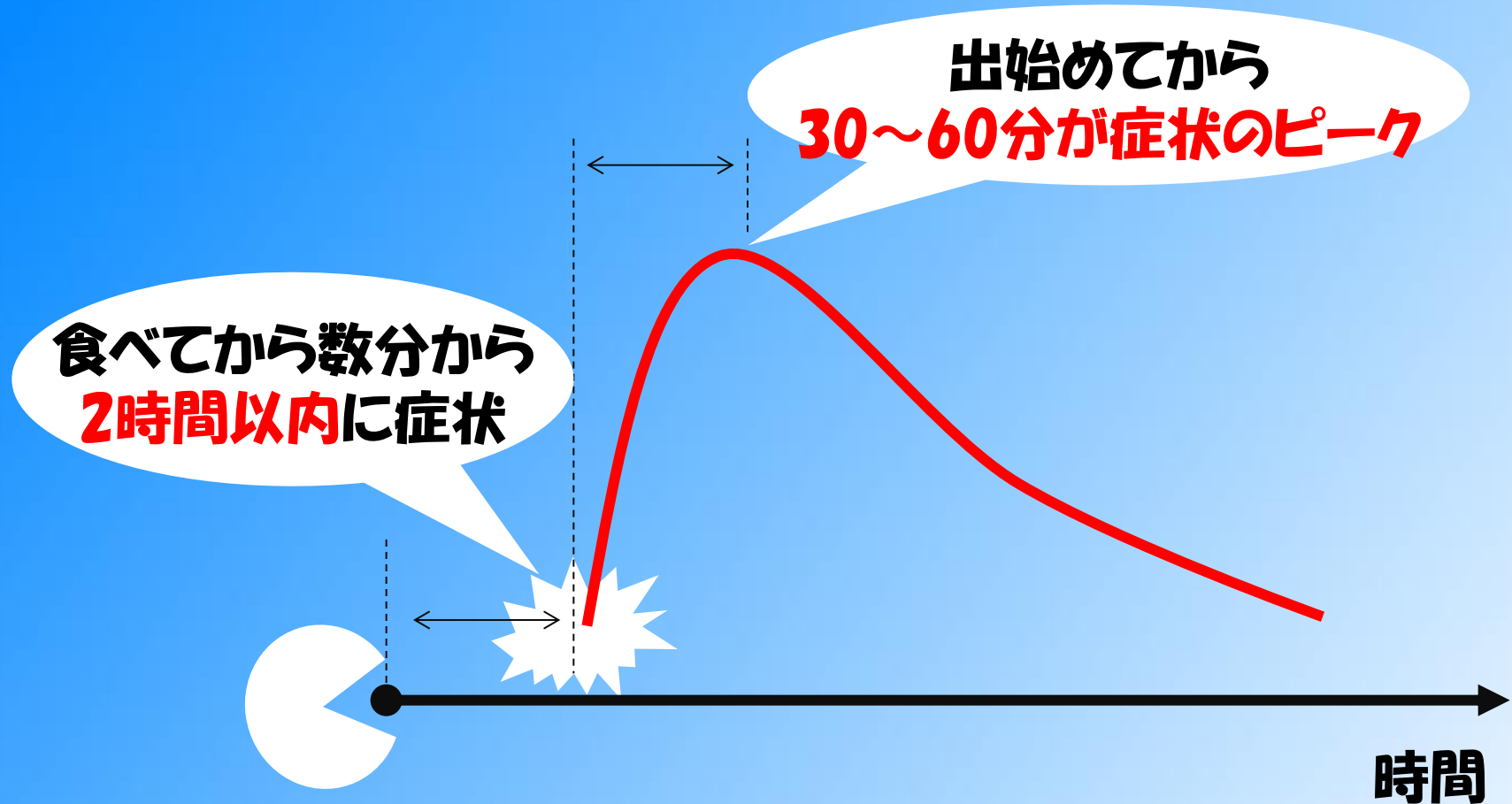
触った、目に入った、吸入したなど

○お替わりして

食物アレルギーの症状は多彩

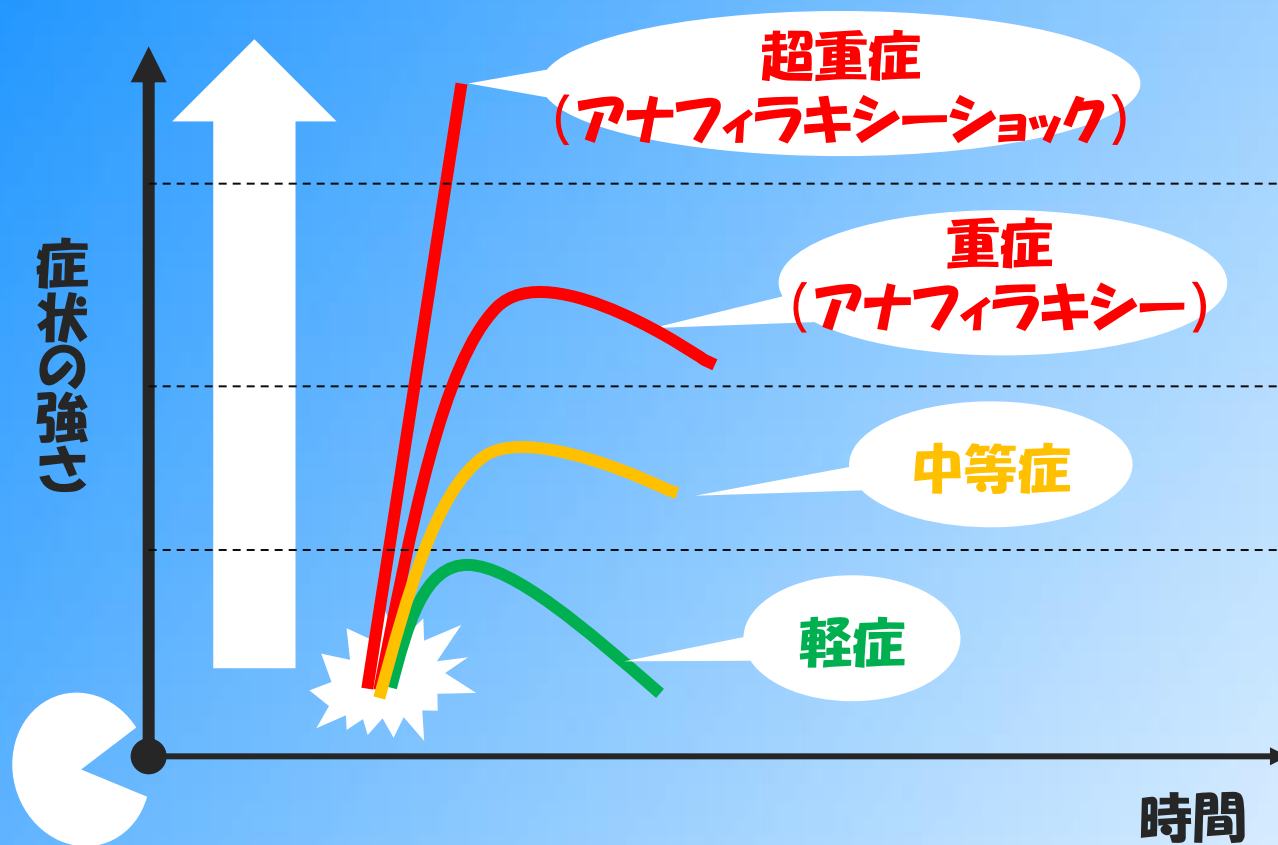


**食べてから症状が出るまでは、数分～2時間以内！
症状は刻々と変化する！**

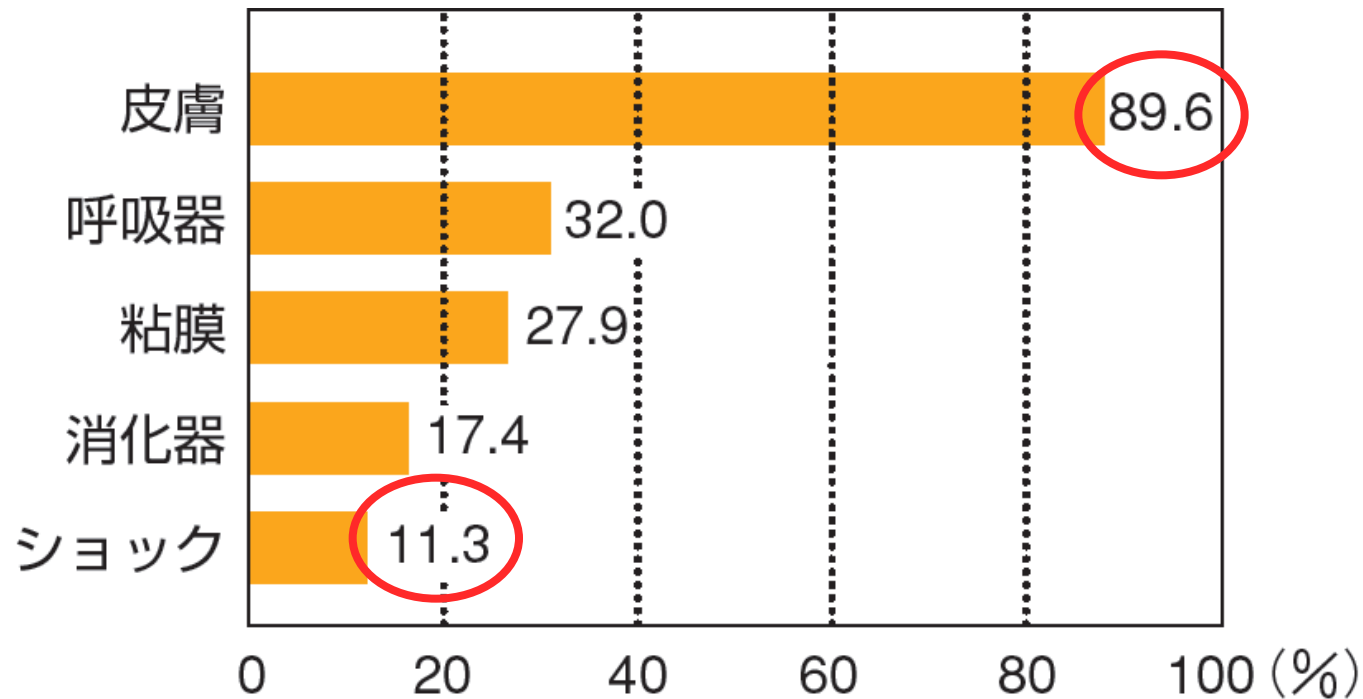


アレルギー症状の重症度

重症なアレルギー症状を
アナフィラキシーと呼ぶ



アレルギー症状の臓器別の頻度



厚生労働省科学研究班 平成20年度

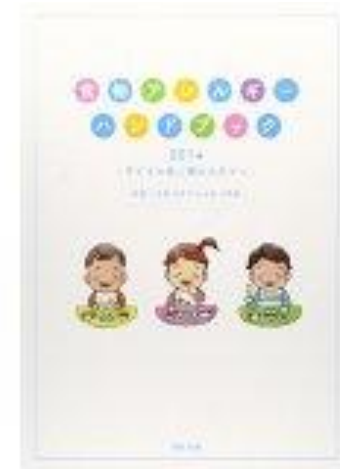
< 信頼性の高いおすすめ書籍 >



2009/3/11講談社@1,296



2014/5/29講談社@1,404



2014/5協和企画@1,620



2013/11小学館@1,188



2009/9/29成美堂出版
@1,188



2010/9朝日出版@1,296



+ 小児ぜん息等アレルギー疾患 eラーニング学習支援システム +



[↓ コース紹介](#) | [↓ 受講を希望される方へ](#) | [↓ 受講用ユーザIDをお持ちの方へ](#) | [↓ 体験版のご案内](#) | [↓ お問い合わせ](#)

環境再生保全機構では、小児気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーにおいて、患者教育に必要な実践的な知識・技能の向上を目的とし、eラーニングシステムによる学習支援を行っています。

このeラーニングは、主に以下の専門職の方を対象にしております。

1. 公害健康被害予防事業対象地域において地方公共団体が実施するソフト3事業(健康相談、健康診査、機能訓練事業)に従事する保健師、看護師等
2. 環境再生保全機構が行う研修の受講者または受講希望者
3. 医療機関に勤務し、ぜん息等アレルギー疾患の指導に従事する看護師等メディカルスタッフ

コース紹介

現在開講中のコースは以下のとおりです。

コース名 (コースコード)	コース概要	合格条件
------------------	-------	------

NPO法人 **アレルギーを考える母の会** **相談窓口** (無料)

毎月第4火曜 10時~12時 かながわ県民センター12F
相談専用携帯No. 090-3220-4425

ホームページ: hahanokai.org

